

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項

1 目的

この要項は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。)に幹旋、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関および関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が実施するものとする。

3 弁当調達計画

弁当調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員および報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポの開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ(滋賀県)宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の選定・指定

弁当調製施設の選定・指定は、市実行委員会宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

8 指定取消し

市実行委員会は、上記7により指定した弁当調製施設が次の各号のいずれか

に該当するときは、弁当調製施設の指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置および運営

弁当引換所の設置および運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 彦根市で開催される競技別リハーサル大会における弁当の調達については、実情に応じてこの要項を準用する。
- (3) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。